

議案第18号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成25年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

滞納処分取消等請求事件に係る訴えの提起について

滞納処分取消等請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相 手 方

鳥取市

個人

2 訴えの趣旨

平成21年（行ウ）第3号滞納処分取消等請求事件につき、平成25年3月29日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。